

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成24年度 1月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、余寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月締めのお受付台数は12,243台で本年度累計は114,150台、前年度同月比99.2%、前年度累計比98.1%となりました。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 告示の一部改正について（この告示は、平成25年4月1日から施行される。）

（昇降機）国土交通省告示第1449号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）の一部が改正される。

- ・別表第一：かごを主索又は鎖で吊るエレベーター
- ・別表第二：油圧エレベーター
- ・別表第三：段差解消機
- ・別表第六：小荷物専用昇降機

別添1様式中「(最も摩耗した主索又は鎖の番号())」を「最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号()」に改められる。

（遊戯施設）国土交通省告示第1450号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）の一部が改正される。

別紙、「国土交通省告示第1449号、1450号」を添付。

又、改正告示並びに【新様式】定期検査報告書については弊協議会のホームページに掲載予定です。

2. 地震時等管制運転装置の設置及び検査について

乗用エレベーター（人荷用エレベーターを含む）や寝台用エレベーターのうち、昇降行程が7m以下のもの及び令第129条の11（適用の除外）の適用を受けるエレベーターは検査の対象外となります。

荷物用エレベーター、自動車用エレベーターではかご内に操作盤がなく、乗り場操作盤での送り運転のみでかごを目的階に昇降させ、人が乗らないで使用する場合に限り、設置が除外されます。

よって、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外でも、運転者、荷扱い者を含めて人が乗るすべてのエレベーターに設置が義務付けられています。（令第129条の10第3項第二号）

昇降行程：最下階と最上階の間の垂直距離をいう。

昇降路全高：昇降路において、ピット底面から昇降路頂部の天井又ははりなどの下端までの距離をいう。

以上

(昇降機)

○国土交通省告示第1449号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日
国土交通大臣 羽田 雄一郎

別表第一二（三）の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項（に）欄イ（3）中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。

（4）谷部で素線切れが生じていること。

別表第一二（三）の項主索の素線切れの状況の項（に）欄ロ（3）中「錆が著しいこと又は」を削り、同（三）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。
		ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「錆び及び摩耗粉要重点点検判定基準」という。）

別表第一四（六）の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（六）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（六）の項摩耗粉の状況の項を次のように改める

錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表第二二（三）の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表第二四（九）の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（九）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（九）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車に係らない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表第三一（四）の項ロープ式・巻胴式の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（四）の項ロープ式・巻胴式の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（四）の項ロープ式・巻胴式の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基
---------	-------------------	-------------------

びた摩耗粉の状況	況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	準のいずれかに該当すること。
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表第三二（十七）の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（十七）の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（十七）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表第六三（一）の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（一）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（一）の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別記第一号2（3）の欄主索の欄中

素線切れ	1よりピッチ内の素線切れ数 本
最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

を

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%

に改め、同注意⑳中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中⑳を㉑とし、㉑から㉒までを㉓から㉔までとし、㉕の次に次のように加える。

- ㉑ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第二号2(3)の欄主索の欄中

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

を

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%

に改め、同注意㉑中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中㉑を㉒とし、㉒から㉓までを㉔から㉕までとし、㉖の次に次のように加える。

- ㉒ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷

部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第三号 1 (4) の欄ロープ式・巻胴式の欄主索の欄中

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

を

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%

に改め、同 2 (17) の欄主索の欄中

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

を

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%

に改め、同注意②中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中②を③とし、⑩から⑫までを⑬から⑮までとし、⑮の次に

次のように加える。

- ⑩ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第六号3(1)の欄主索の欄中

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
---	--

を

素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%

に改め、同注意⑭中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中⑭を⑯とし、⑰から⑳までを㉑から㉒までとし、⑩の次に次のように加える。

- ⑰ ③(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別添1様式中「(最も摩耗した主索又は鎖の番号 ())」を「最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真 (A4)

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 ())		検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項	

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左		検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項	

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索、鎖及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(遊戯施設)

○国土交通省告示第1450号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日
国土交通大臣 羽田 雄一郎

別表四（三）の項主索の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項（に）欄イ（3）中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。

（4）谷部で素線切れが生じていること。

別表四（三）の項主索の項素線切れの状況の項（に）欄ロ（3）中「錆が著しいこと又は」を削り、同（三）の項主索の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。
		ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「遊戯施設錆び及び摩耗粉要重点点検判定基準」という。）

別表六（二）の項客席部分を吊るワイヤロープの径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（二）の項客席部分を吊るワイヤロープの素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（六）の項客席部分を吊るワイヤロープの摩耗粉の状況の項を次のように改める

客席部分を吊るワイヤロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別表七（四）の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車に係らない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。
		ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。

別記4（3）の欄主索の欄中

素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

を

素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本
	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm）	%

に改め、同6（2）の欄ワイヤロープの欄中

素線切れ 最も摩損したワイヤロープの番号（ ）	1よりピッチ内の素線切れ数 本
----------------------------	--------------------

該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線 切れ数 本
--	------------------------------

を

素線切れ 最も摩損したワイヤロープの番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1 よりピッチ内の素線切れ数 本 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線 切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ワイヤロープの番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm）	%

に改め、同 7（4）の欄ガイドロープの欄中

素線切れ 最も摩損したガイドロープの番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1 よりピッチ内の素線切れ数 本 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線 切れ数 本
--	---

を

素線切れ 最も摩損したガイドロープの番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1 よりピッチ内の素線切れ数 本 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線 切れ数 本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 ガイドロープの番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm）	%

に改め、同注意中②⑤から③⑦までを②⑥から③⑧までとし、②④の次に次のように加える。

②⑤ 4（3）「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6（2）「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び「7（4）「ガイドロープ」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の主索の番号を記入するとともに、直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。